

★ ふるさと納税に関するQ&A ★

Q	寄附はどこ自治体にもできますか？
A	はい。 個人住民税の所得割を納税されている方であれば、住所地、出身地、出生地などに係わらず、どなたでも寄附することが出来ます。
Q	寄附するにはどうすればいいですか？
A	寄附申込書(「身延町ふるさと応援団」団員申込用紙)を身延町役場政策室宛、「郵便」「FAX」「メール」のいずれかの方法でお送りいただくか、電話でお申込みください(身延町役場政策室 TEL0556-42-4801、Fax0556-42-2127)。 電話でのお申込みの際は、事務手続に必要な事項について聞き取りをさせていただきます。その後、関係書類をお送りしますので、ご入金をお願いします。後日、受領証明書をお送りしますので、大切に保管してください。確定申告で受領証明書を提出していただくことで、控除を受けることが出来ます。
Q	すでに今年寄附をしたが、それも「ふるさと納税」として認められますか？
A	はい。 1月1日以降に寄附された寄附金は「ふるさと納税」として認められます。 ※ご葬儀の際に地方公共団体に寄附された寄附金も「ふるさと納税」として認められます。
Q	寄附をするだけで税金が控除されるのですか？
A	いいえ。 確定申告をしないと税金の控除はされません。 ただし、平成27年4月1日より「ワンストップ特例制度」が始まり、この制度をご利用される方は確定申告をする必要はございません。
Q	控除対象の税金は？
A	所得税と個人住民税です。 2千円を超える寄附を行った場合に2千円を超える部分について一定の限度(おおよそ個人住民税の2割の額)までは所得税と個人住民税が合わせて控除されます。
Q	個人住民税は寄附をした年中に控除されるのですか？
A	いいえ。 寄附を行った翌年度の個人住民税から控除されます。
Q	所得税は寄附をした年中に控除されるのですか？
A	はい。 寄附を行った年の所得税から控除されます。 所得税については、源泉徴収されるサラリーマンの方などは、一旦支払った所得税の還付を受けるために、確定申告が必要となります。